

京都動物愛護センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第99号）（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都動物愛護センターの上鳥羽公園ドッグランのうち専用使用に供する部分及び同センターのトリミングルームについて、使用料の適正化を図るため、次のとおり改正することとしました。

区 分	使用料	
	改正前	改正後
トリミングルーム	1室につき1時間 1,000円	1室につき1時間 1,010円
ドッグラン 専用使用に供する部分	1面につき1時間 3,000円。ただし、犬の数が5を超えるときは、超える数1ごとに300円を加えた額	1面につき1時間 3,050円。ただし、犬の数が5を超えるときは、超える数1ごとに300円を加えた額

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都動物愛護センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第99号

京都動物愛護センター条例の一部を改正する条例

京都動物愛護センター条例の一部を次のように改正する。

別表トリミングルームの項中「1,000」を「1,010」に改め、同表ドッグランの項中「3,000円」を「3,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都動物愛護センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)